

聖母の騎士高等学校 運動部活動に係る活動方針

1 活動方針の趣旨

本校の教育目標にもあるように、「人間の尊厳を保ち、精神的、肉体的諸能力を高め、善を求め、平和を愛し、秩序ある生活をとおして心身を鍛錬し、若き生命の喜びに輝く者として成長することを希求する。」ことを踏まえ、次の4点を活動の方針とする。

《長崎県運動部活動の在り方に関するガイドラインより》

- * 部活動では、「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」・「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮ややる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定する。
- * 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになる。
- * 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育活動の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- * 学校全体として運動部活動の指導・運営に関わる体制を構築する。

2 活動時間及び休養日

- (1) 平日 2時間 (16:30~18:30)
 - (2) 土曜日・休日 3時間 (各部の練習計画を提出) (13:00~16:00)
 - (3) 休養日
 - 週に1日は必ず休養日にする。(各部の練習計画を提出)
 - 「家庭の日」(第3日曜日)は休養日にする。
 - 休日に試合や練習試合(3時間以上)があった場合は翌日を休養日にする。
 - (4) 長期休業中 ● 完全休業日以外は、上記の活動時間と同様とする。
- ◎ 練習時間は、1週間に16時間未満を目安とする。

※ 本校の活動時間については、スポーツ医・科学研究機関の提言を踏まえ、ジュニア期に行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらないという根拠によるものである。

● 熱中症等の事故に対する適切な対応を徹底する。(指導者のみならず生徒自身にも予防及び応急処置等の講習を受け、危機管理に備える。)

● 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進を目指す。具体的には、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を図る。

『 運動部活動指導の手引き 』

運動部活動に係る学校の実情等	部活動生徒や保護者の実情	施設等の使用状況	活動内容等
	<ul style="list-style-type: none"> * 1学年40人定員の小規模校であるため、職員も少なく、運動部活動数は、バドミントンと剣道の2競技あるが、部員はバドミントンの2人だけで活動している。2人とも初心者で現在は、基本の練習に終始している。 * 保護者との関わりはない。 * 外クラブでライフル射撃を習っている生徒が1名いる。高総体にも出場した。 	<ul style="list-style-type: none"> * 学校の部活動以外には、姉妹校の幼稚園の職員が季節によって、夜間にソフトバレーボールなどの練習を行っている。地域住民に貸し出すことは皆無である。 * 体育館の許容の広さはバレーコート2面である。活動中は、バレーコート1面空いている状況である。 * 武道場は、いつでも空いている状態である。 	<ul style="list-style-type: none"> * 練習場所は、校内体育館及びグラウンドを原則とする。 * 朝練、外部合宿は原則行わない。 * 「時間的余裕」・「精神的な余裕」・「考える余裕」を持たせる指導を行う。 * 「主体的・自発的に取り組むことを要求する厳しさ」を理解し、生徒同士のコミュニケーション能力を育てる。 * 「礼儀」や各競技での「マナー」を育てる。

※ 文化部の活動時間・内容及び休養日等については、運動部活動方針に準ずるものとする。